（技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品）

第三条の三　法第十七条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品
ＰＦＯＳ又はその塩	一　エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。） 二　半導体用のレジスト 三　業務用写真フィルム

第五条の見出しを「（技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品）」に改め、同条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

附則第三項を次のように改める。

（技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置）

3　第三条の三の規定の適用については、当分の間、同条の表中「三　業務用写真フィルム」とあるのは、「三　業務用写真フィルム四　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」とする。

附則第四項を削る。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の表に次のように加える改正規定　平成二十二年五月一日

二　第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る。）、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定　平成二十二年十月一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百五十七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第三条の表第三号」を「第七条の表第三号」に改め、同条第五号中「第三条の表第四号」を「第七条の表第四号」に改め、同条第七号中「第三条の表第三号」を「第七条の表第三号」に改め、同条第八号中「第三条の表第五号」を「第七条の表第五号」に改め、同条第十三号中「第三条の表第九号」を「第七条の表第九号」に改め、同条第二十五号中「第三条の表第十二号」を「第七条の表第十二号」に改め、同条第二十六号中「第三条の表第十三号」を「第七条の表第十三号」に改める。

第七条第一項中「第四十一条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第十三条とする。

第六条中「第三十五条」を「第四十九条」に改め、同条の表中「第六条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第五条中「第二十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第四条中「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第一条の二第十一号」を「第二条第十一号」に改め、同条を第十条とする。

第三条の三中「第十七条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第三条の二中「第十四条」を「第二十五条」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第二条の二中「第四条の二第四項第一号」を「第五条第四項第一号」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第五条　法第八条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める数量は、一トンとする。

（優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）

第六条　法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、一トンとする。

第二条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

附則第三項中「第三条の三」を「第九条」に改める。

（中央環境審議会令の一部改正）

第二条　中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「）第四十一条」を「）第五十六条」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第三条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「第四十一条」を「第五十六条」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫